



あやせ

主な記事

- ②美化標語入選者と美化運動推進功労者を表彰
- ③健康だより
- ④年末野菜直売会▶
- ⑤事故・犯罪防止



障がいへの理解を深め 誰もが住みよいまちへ

▲▼市障害者自立支援センター希望の家で、菓子・パン製造作業を行っている様子。焼きたてを市役所と障がいのある方が働くパン屋「エスポワールパーネ」(寺尾南)で販売しています



各施設の自主製品 市役所で販売

障がい者福祉施設は障がいのある方の働く場、仲間との交流の場、経験や生活の幅を広げる場などとして、大きな役割を担っています。企業からの受注作業や自主製品の生産・販売など、各施設でさまざまな活動をしています。

市役所1階「ともしびショップむー」では、これらの施設で作ったパンや手芸品などの自主製品を販売しています。ぜひ、手に取ってみてください。

障がい福祉課 ☎70・5623。



12月3日～9日は「障害者週間」です。障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、設定されました。

日常生活や事業活動の中でできる障がいのある方への配慮や工夫などについて考えてみませんか。障がいのある人もない人も、同じように自分らしく暮らしていくには、障がいに対する周囲の理解が不可欠です。12月3日(日)、オーストラリア文化会館で開催する「あやともまつり」は、障がいのある方と障がいのある方を支援する事業所などによるイベントです。障がいについて知るきっかけ

として、ぜひ、足を運んでみてください。詳しくは、広報あやせ11月1日号が市ホームページを見てくださ

10月から、生活全般で困っていることや就労相談、福祉サービスの利用などについて、市保健福祉プラザで専門スタッフが相談に応じています。

本人だけでなく、家族や関係機関からの相談も可能です。利用は無料で、障がい者手帳の有無は問いません。気軽に、相談してください。

障がい福祉課 ☎70・5623。

昨年4月に、障害者差別解消法が施行されました。この法律では、行政機関や事業者による障がいのある方への「不当な差別的取扱い」が禁止されるほか、障がいのある方にとつての障壁を取り除くための「合理的配慮」が求められます。

不当な差別的取扱いとは、障がいがあることを理由にサービスを拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。合理的配慮の提供とは、障がいのある方から何らかの配慮を求め

不当な差別的取扱いの例



サービスの提供・受付の対応・入店・入学などを拒否する。

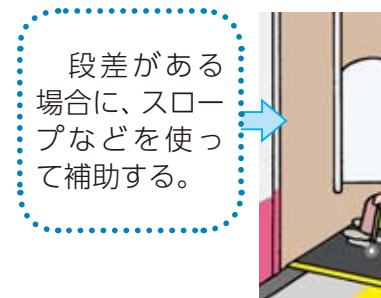


本人を無視して、介助者や支援者、付添人にだけ話し掛ける。

合理的配慮の例



意思を伝えるために、カードやタブレット端末などを使う。



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

援助 配慮 の必要性を伝える ヘルプマーク

ヘルプマークは、援助や配慮の必要性を、周囲の人に伝えるためのマークです。義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方などは、外見では分かりません。このマークを付けた方を見かけたら、席を譲ったり、困っているようであれば声を掛けたり、思いやりのある行動をお願いします。同マークは、障がい福祉課で配布しています。障がい福祉課 ☎70・5623。

